

令和 6 事業年度
前期高齢者特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 6 事業年度
事業報告書

令和 6 事業年度前期高齢者関係業務 事業報告書

1. 前期高齢者関係業務の概要

(1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 保険者から納付金等を徴収すること。

イ 保険者に対し交付金を交付すること。

ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和 6 事業年度	令和 5 事業年度末
職員定数	22 名	23 名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成 20 年 4 月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく前期高齢者関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 前期高齢者関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和6事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 納付金等の徴収

令和6事業年度における納付金等の予定額は

前期高齢者納付金	3,449,600,957 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	20,000,000 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	328,100 千円
計	3,469,929,057 千円

であって、これに対する納付金等徴収決定額は

前期高齢者納付金	3,455,765,938 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	19,999,916 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	330,731 千円
計	3,476,096,587 千円

であった。

この納付金等徴収決定額に対し収入済額は

前期高齢者納付金	3,183,789,435 千円
前期高齢者特別負担調整交付金	19,999,916 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	305,007 千円
計	3,204,094,360 千円

であって、差し引き

前期高齢者納付金	271,976,503 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	25,724 千円
計	272,002,227 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和5事業年度に繰り越された令和4事業年度の収入未済額

前期高齢者納付金	291,122,055 千円
前期高齢者関係事務費拠出金	27,396 千円
計	291,149,451 千円

については、全額収入となった。

(イ) 交付金の交付

令和6事業年度における交付金の予定額は

3,469,943,598 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

3,469,941,174 千円

であった。

この概算交付決定額に対し支出済額は

3,180,780,062 千円

であって、差し引き

289,161,112 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和6事業年度に繰り越された令和5事業年度の支払未済額は

300,153,710 千円

については、年度内に全額を支出した。

イ 資金計画の実施の結果

令和6事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定 3,771,460,771 千円

事務費勘定 625,413 千円

計 3,772,086,184 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定 3,513,215,460 千円

事務費勘定 643,327 千円

計 3,513,858,788 千円

であって、差し引き

事業費勘定については 258,245,310 千円

減少し、

事務費勘定については 17,914 千円

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支				出				収				入			
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
	千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
前期高齢者交付金	3,480,924,106	3,480,933,772	9,666	前年度からの繰越金	9,464,384	17,590,837	8,126,453	前期高齢者 納付金収入	3,461,369,875	3,474,911,490	13,541,615	前期高齢者特別負担 調整交付金収入	20,000,000	19,999,916	△ 83
事務費勘定へ繰入	328,100	330,731	2,631	前期高齢者関係 事務費拠出金収入	328,618	332,403	3,785	借 入 金	280,000,000	—	△ 280,000,000	雑 収 入	22	82,940	82,918
借 入 金 利 息	1	—	△ 1	前期高齢者交付金 精 算 返 還 金	297,872	297,871	△ 0	予 備 費	280,118,644	—	△ 280,118,644				△ 0
前期高齢者納付金 精 算 返 還 金	223,366	223,365	△ 0												
予 備 費	280,118,644	—	△ 280,118,644												
翌年度への繰越金	9,866,554	31,727,591	21,861,037												
合 計	3,771,460,771	3,513,215,460	△ 258,245,310	合 計	3,771,460,771	3,513,215,460	△ 258,245,310								

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支				出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)			
	千円	千円	千円		千円	千円	千円			
事 務 取 扱 費	372,041	295,986	△ 76,054	前年度からの繰越金	296,145	311,016	14,871			
職 員 諸 給 与	240,934	222,310	△ 18,623	事業費勘定からの受入	328,100	330,731	2,631			
管 理 諸 費	131,107	73,676	△ 57,430	そ の 他 の 収 入	1,145	1,391	246			
そ の 他 の 支 出	12,052	13,288	1,236	雑 収 入	23	187	164			
翌年度への繰越金	241,320	334,051	92,731							
合 計	625,413	643,327	17,914	合 計	625,413	643,327	17,914			

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

名 称	金 額	支出元の 会計区分	貸借対照表に掲記 されている関連科目	損益計算書に掲記 されている関連科目
前期高齢者特別 負担調整交付金	千円 19,999,916	特別会計	現金及び預金	前期高齢者特別負担 調 整 交 付 金 収 入

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

令和3事業年度から令和5事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

納付金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
納 付 金	3	3,786,034,367	3,788,886,854	3,493,205,395	295,681,459
	4	3,533,266,533	3,533,794,365	3,259,723,087	274,071,278
	5	3,589,911,932	3,590,702,684	3,299,580,629	291,122,055
事務費拠出金	3	353,725	354,415	326,719	27,696
	4	347,816	349,404	322,083	27,321
	5	340,450	343,962	316,566	27,396

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	3	3,797,026,537	3,797,026,536	3,480,607,704	316,418,832
	4	3,545,062,140	3,545,038,062	3,249,613,012	295,425,049
	5	3,601,750,971	3,601,758,808	3,301,605,098	300,153,710

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

令和3事業年度から令和5事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
3	支 出	4,105,211,534	3,817,890,906	△ 287,320,627
	収 入	4,105,211,534	3,817,890,906	△ 287,320,627
4	支 出	3,878,596,549	3,599,710,149	△ 278,886,399
	収 入	3,878,596,549	3,599,710,149	△ 278,886,399
5	支 出	3,907,075,993	3,615,909,513	△ 291,166,479
	収 入	3,907,075,993	3,615,909,513	△ 291,166,479

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
3	支 出	627,740	628,208	468
	収 入	627,740	628,208	468
4	支 出	627,595	644,147	16,552
	収 入	627,595	644,147	16,552
5	支 出	620,429	649,468	29,039
	収 入	620,429	649,468	29,039

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収入未済額
前期高齢者特別 負担調整交付金	3	10,000,000	9,999,969	9,999,969	—
	4	10,000,000	9,999,993	9,999,993	—
	5	10,000,000	9,999,984	9,999,984	—

4. 前期高齢者関係業務の一部の委託を受け、又は前期高齢者関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

前期高齢者関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

令和 6 事業年度 決算報告書

1. 令和6事業年度前期高齢者特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和6事業年度前期高齢者特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和6事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 3,476,862,305 千円

であって

支出決定済額は 3,470,495,270 千円

であった。

したがって、収入が支出を 6,367,034 千円

超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 6,367,034 千円

であって、高齢者の医療の確保に関する法律第146条第1項の規定により、

6,367,034 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和6事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 407,151 千円

であって

支出決定済額は 354,458 千円

であった。

したがって、収入が支出を 52,692 千円

超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第144条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

令和6事業年度前期高齢者特別会計 事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款)	前期高齢者納付金収入	千円 3,469,929,057	千円 3,476,096,587	千円 6,167,530	
(項)	前期高齢者納付金収入	3,449,600,957	3,455,765,938	6,164,981	
(項)	前期高齢者特別負担金収入	20,000,000	19,999,916	△ 83	
(項)	前期高年齢者関係収入	328,100	330,731	2,631	
(款)	受入金	386,758	384,905	△ 1,852	
(項)	受入金	386,758	384,905	△ 1,852	
(款)	借入金	280,000,000	—	△ 280,000,000	
(項)	借入金	280,000,000	—	△ 280,000,000	
(款)	雑収入	297,894	380,812	82,918	
(項)	雑収入	22	82,940	82,918	
(項)	前期高齢者交付金精算返還金	297,872	297,871	△ 0	
合	計	3,750,613,709	3,476,862,305	△ 273,751,403	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 前期高齢者交付金	千円 3,469,943,598	千円 —	千円 —	千円 —	千円 3,469,943,598	千円 3,469,941,174	千円 —	千円 2,423	
(項) 前期高齢者交付金	3,469,943,598	—	—	—	3,469,943,598	3,469,941,174	—	2,423	
(款) 事務費勘定へ繰入	328,100	—	2,632	—	330,732	330,731	—	0	
(項) 事務費勘定へ繰入	328,100	—	2,632	—	330,732	330,731	—	0	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸支出金	223,366	—	—	—	223,366	223,365	—	0	
(項) 前期高齢者納付金精算返還金	223,366	—	—	—	223,366	223,365	—	0	
(款) 予備費	280,118,644	—	△ 2,632	—	280,116,012	—	—	280,116,012	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予備費	280,118,644	—	△ 2,632	—	280,116,012	—	—	280,116,012	
合 計	3,750,613,709	—	—	—	3,750,613,709	3,470,495,270	—	280,118,438	

令和6事業年度前期高齢者特別会計 事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入		千円 328,100	千円 330,731	千円 2,631	
(項) 事業費勘定からの受入		328,100	330,731	2,631	
(款) 受入金		73,943	73,942	△0	
(項) 受入金		73,943	73,942	△0	
(款) 雑収入		23	2,476	2,453	
(項) 雑収入		23	2,476	2,453	
合	計	402,066	407,151	5,085	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 387,302	千円 —	千円 —	千円 —	千円 387,302	千円 354,458	千円 —	千円 32,843	
(項) 職員諸給与	240,903	—	—	—	240,903	221,052	—	19,850	
(項) 退職給付引当預金への繰入	15,009	—	—	—	15,009	15,009	—	—	
(項) 管理諸費	131,390	—	—	—	131,390	118,397	—	12,992	
(款) 予備費	14,764	—	—	—	14,764	—	—	14,764	
(項) 予備費	14,764	—	—	—	14,764	—	—	14,764	
合 計	402,066	—	—	—	402,066	354,458	—	47,607	

(別 紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 16 号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

令和 6 年度の前期高齢者関係事務費拋出金について、保険者の新設による前期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じることから、予備費の使用を行ったものである。

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成 20 年厚生労働省令第 16 号) 第 14 条 第 2 項の規定による予算総則に規定した事項 に係る予算の実施結果

令和 6 事業年度前期高齢者特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第 2 条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第 3 条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第 4 条の規定による借入金の限度額は 280,000,000 千円であって、これに対する借入額（本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 147 条第 3 項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額）はなかった。